

霧島市条例第2号
令和8年1月16日

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第171号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

第2条第1号中「霧島市敷根清掃センター」を「霧島市クリーンセンター」に改め、同条第2号中「霧島市国分敷根2256番地1」を「霧島市国分敷根2256番地2」に改める。

第4条中「霧島市敷根清掃センター（以下「清掃センター」という。）」を「霧島市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）」に改める。

第5条から第7条までの規定、第9条及び第10条中「清掃センター」を「クリーンセンター」に改める。

(霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「敷根清掃センター」を「霧島市クリーンセンター」に改める。

(霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正)

第3条 霧島市ごみ処理手数料徴収条例（平成22年霧島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「霧島市敷根清掃センター」を「霧島市クリーンセンター」に改める。

(牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例（令和4年霧島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第4号中「霧島市敷根清掃センター」を「霧島市クリーンセンター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。